株式会社ｖｉｓｕｍｏ　定款

平成31年1月23日　作　　成
平成31年4月16日　一部改定
令和3年11月12日　一部改定
令和5年6月15日　一部改定
令和5年12月15日　一部改定
令和6年6月18日　一部改定
令和6年10月16日　一部改定

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社ｖｉｓｕｍｏと称し、英文ではvisumo Inc.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．ビジュアルマーケティングツールの開発、販売

２．海外及び日本国内における電子商取引の支援

３．コンピューター・インターネット関連のコンサルティング、開発、制作、マーケティング、販売、運用

４．前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関構成）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、6,000,000株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（４）次条で定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第９条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（自己の株式の取得）

第10条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規程）

第12条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招　集）

第13条　定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に、これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条　当会社の定時株主総会の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集権者及び議長）

第15条　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

②　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（電子提供措置等）

第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役、代表取締役及び取締役会

（員数）

第19条　当会社の取締役は10名以内とする。

（選任の方法）

第20条　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

②　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②　取締役会は、その決議によって代表取締役の中から代表取締役社長を選定する。

③　取締役会は、その決議によって専務取締役、常務取締役を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

②　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第25条　当会社は、会社法370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第26条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第27条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（報酬等）

第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第５章　　監査役及び監査役会

（員数）

第29条　当会社の監査役は５名以内とする。

（選任の方法）

第30条　監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（常勤の監査役）

第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第33条　監査役会の招集通知は会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第34条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の責任免除）

第35条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（報酬等）
第36条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第６章　　会計監査人

（選任の方法）
第37条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によってこれを選任する。

（任期）
第38条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　　計　　算

（事業年度）
第39条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの年１期とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第40条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。
②　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
③　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第42条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第８章　　附　　則

（定款に定めのない事項）

第43条　この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

第44条　　第17条（電子提供措置等）は、当会社が当会社の株式につき株式会社東京証券取引所により上場の承認を受けた日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は同日をもってこれを削除する。